別紙１

事業説明会への説明会申込書

2025年　　月　　日

奈良県

住所

法人名等

代表者氏名　（代表者名又は権限規程に基づく決裁者名）

2025年7月17日付で公表がありました「奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する公募型サウンディング実施要領」について、本事業への参画意欲または関心を有しており、本事業説明会（現地見学会を含む）への参加を申し込みます。

■担当者連絡先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属部署 |  | |
| 担当者氏名 |  | |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| メールアドレス |  |

■参加者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業説明会 | 名 | 所属部署・氏名　○○○部○○○課　○○　○○  所属部署・氏名　○○○部○○○課　○○　○○ |
| 現地見学会 | 名 | 所属部署・氏名　○○○部○○○課　○○　○○  所属部署・氏名　○○○部○○○課　○○　○○ |

※参加者数に応じて、参加者の所属部署・氏名を適宜追加して記載してください。

※現地見学会について、現在奈良県文化会館は改修工事中のため内装や内壁がほとんど無い状態であり、また小ホールは旧施設を解体したため現時点で建物がないことをあらかじめご了承の上ご参加ください。

※現地見学会は、安全管理の都合上、参加者は1者あたり2名以下とします。また、参加者は長袖・長ズボン・動きやすい靴を着用し、水分補給等の暑さ対策を実施してください。

別紙２

守秘義務遵守誓約書

2025年　　月　　日

奈良県

住所

法人名等

代表者氏名　（代表者名又は権限規程に基づく決裁者名）

当社は、今般、奈良県（以下、「県」という。）から2025年7月17日付で案内がありました「奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する公募型サウンディング実施要領」（以下、「本実施要領」という。）に係る質問回答書への回答及び個別ヒアリングに参加することを目的（以下、「本目的」という。）として、本実施要領に係る本誓約書を提出した者にのみ提供される貸与資料（以下、「守秘義務対象資料」という。）の貸与を受けることを希望します。守秘義務対象資料の貸与を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者をして、本書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務の履行を県に対して書面をもって誓約させた場合には、当社は、当該誓約を行った者に対し、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の規定により誓約を行い、守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして、当該誓約事項を遵守させるものとし、その者が当該誓約事項に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したものとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、県から貸与を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令又は条例等（以下、「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、県から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、県又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県又は当該情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

県から貸与を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により県及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、当社が第7条第1項に従って守秘義務対象資料を破棄した場合であっても、また、当社が奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する事業者募集に関するプロポーザルへ参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより県又は第三者（県に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますが、これに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第７条（書類の破棄等）

１　当社は、県から受領した守秘義務対象資料を、本実施要領に記載された破棄義務の遵守に関する報告書の提出期限までに（又は本誓約書の違反等により県が破棄を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。

２　当社は、県から受領した守秘義務対象資料について、複写、秘密情報の書面化及び磁気ディスク及び録音テープその他の媒体への情報の入力並びに当該媒体の複製を行った場合は、本実施要領に記載された破棄義務の遵守に関する報告書の提出期限までに（又は本誓約書の違反等により県が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、当該複写物等を破棄又は消去することを約束します。但し、法令等又は当社の社内規程により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定若しくは命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は、当該資料及び情報等の保存が必要とされる限度において、当該資料及び情報等を県に返還又は破棄等することなく、当社において適切に保存すること、並びに、当該資料及び情報等の保存が必要でなくなった場合には、速やかに当該資料及び情報等を破棄又は消去することを約束します。

以　上

2025年　　月　　日

別紙３

破棄義務の遵守に関する報告書

奈良県

住所

法人名等

代表者氏名　（代表者名又は権限規程に基づく決裁者名）

当社は、今般、奈良県から2025年7月17日付で案内がありました「奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する公募型サウンディング実施要領」（以下、「本実施要領」という。）に係る質問回答書への回答及び個別ヒアリングに参加することを目的として、本実施要領に係る守秘義務遵守誓約書の提出を条件とする貸与資料の貸与を受けました。

今般、同誓約書に基づき、下記のとおり当該貸与資料の破棄を完了したことを報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 破　棄　日 |  |
| 破棄方法 |  |

以 上